

東京湾海上交通センターにおける

航路通報等の受付期間と

受付開始時刻を変更します

従来航路ごとに定められていた東京湾海上交通センターでの航路通報等(海上交通安全法に基づく航路通報及び港則法に基づく事前通報をいう。)の受付期間と受付開始時刻について、以下の表のとおり統一することにより、船舶代理店等の業務負担軽減等を図ります。航路通報等を行う関係者様にあつてはご協力をお願いいたします。

○対象の航路通報等

通報名(航路名)	現状	変更後
航路通報(浦賀水道航路・中ノ瀬航路)	航路入航予定日の14日前の午前零時	航路入航予定日の7日前の午前10時
事前通報(千葉航路・市原航路)	航路入航予定日の6日前の午前零時	
事前通報(東京東航路・東京西航路)	航路入航予定日の3日前の午前零時	

※川崎航路、京浜運河、鶴見航路及び横浜航路は現状から変更ありません。

※年未年始及びゴールデンウィークにおいては受付期間を延長します。

○受付期間等変更日時

令和6年8月28日(水) 午前10時から

※システムメンテナンス等のため、8月28日当日に航路通報等(変更通報を除く。)を受付できない時間帯がありますのでご注意ください。

8月28日午前零時から8時59分まで	通報できます
8月28日午前9時00分から9時59分まで	通報できません(変更通報を除く)
8月28日午前10時以降	通報できます (変更後の受付期間)

※以後、毎日午前10時以降に7日後までの航路通報等を通報することができます。

お問い合わせ

海上保安庁

交通部航行安全課交通管理室
jcgh-kotsukanri-9c8j@ki.mlit.go.jp